

福岡医発第 2450 号(地)
令和 6 年 12 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する法令等の施行について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に係る「建築物のバリアフリー基準の見直し方針」につきましては、令和 6 年 4 月 16 日付福岡医発第 218 号(地)にてご連絡申し上げたところです。

今般、便所及び駐車場等のバリアフリー化促進のため、関係法令が一部改正され国土交通省より各都道府県宛に別添の通知が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたので、ご連絡申し上げます。主な改正概要については下記及び別添文書をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の概要及び条文等、今般の改正に関連する情報につきましては、国土交通省HPを通じて公開されております。

記

○改正の概要

- ・「車椅子使用者用便房」(トイレ)の設置基準見直し(添付資料 2. P 6 参照)
車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに 1 箇所以上を設ける。(床面積が 1,000 m²未満の階(小規模階)、10,000 m²超の階(大規模階)の基準は別途規定。)
- ・「車椅子使用者用駐車施設」(駐車場)の設置基準見直し(添付資料 2. P33 参照)
不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が 200 以下の場合 2 % 以上
 - ② 駐車施設の総数が 201 以上の場合 1 % + 2 以上

○国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

○添付資料

1. バリアフリー法(建築物分野)の概要及び対象となる建築物
2. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて(令和6年11月国土交通省住宅局)
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(令和6年11月21日付国住参建第3050号)
4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の運用について(令和6年11月21日付国住街第78号)

以上

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令等の施行について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に係る「建築物のバリアフリー基準の見直し方針」につきましては、令和 6 年 4 月 5 日付日医発第 108 号にて貴会宛ご連絡申し上げたところです。

今般、便所及び駐車場等のバリアフリー化促進のため、関係法令が一部改正され国土交通省より各都道府県宛に別添の通知が発出されるとともに本会へも周知方依頼がありました。主な改正概要は以下のとおりとなっております(令和 7 年 6 月 1 日施行)。

➤ 「車椅子使用者用便房」(トイレ)の設置基準見直し(添付資料 2. P6 参照)

車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに 1 箇所以上を設ける。(床面積が 1,000 m²未満の階(小規模階)、10,000 m²超の階(大規模階)の基準は別途規定。)

➤ 「車椅子使用者用駐車施設」(駐車場)の設置基準見直し(添付資料 2. P33 参照)

不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

- ① 駐車施設の総数が 200 以下の場合 2 %以上
- ② 駐車施設の総数が 201 以上の場合 1 % + 2 以上

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係機関への周知方についてご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、改正の概要及び条文等、今般の改正に関連する情報につきましては、国土交通省 H P (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html) に公開されておりますことを申し添えます。

【添付資料】

- 1. バリアフリー法(建築物分野)の概要及び対象となる建築物
- 2. 便所、劇場等の客席、駐車場に係るバリアフリー基準の見直しについて(令和 6 年 11 月国土交通省住宅局)
- 3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について(令和 6 年 11 月 21 日付 国住参建第 3050 号)
- 4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の運用について(令和 6 年 11 月 21 日付 国住街第 78 号)

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 21 日

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議
関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅局参事官（建築企画担当） 付
市 街 地 建 築 課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令等の施行について

平素より建築物のバリアフリー化の推進に格別なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下、「法」という。）第 14 条第 1 項に規定する基準（以下「義務基準」という。）及び同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）等を見直すこととしました。

これらの見直しに関連する法令として、

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年 6 月 21 日政令第 221 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年 11 月 21 日国土交通省令第 100 号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の規定に基づく国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準等の一部を改正する告示（令和 6 年国土交通省告示第 1297 号）

等が公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。

今般の改正については、別添「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」（令和 6 年 11 月 21 日付け国住参建第 3050 号）及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 24 条の運用について」（令和 6 年 11 月 21 日付け国住街第 78 号）のとおり、特定行政庁等に通知したところです。

貴団体におかれましては、本改正の主旨を踏まえ、共生社会の実現に向け、取組みを進めていただくとともに、会員等の皆様に別添を送付いただくなど、本改正について情報提供いただきますようお願い致します。

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② **2,000㎡未満、及び既存建築物**に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、面積要件の引下げが可能

建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**必要な**建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために**誘導すべき**建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。

(※3:義務づけの対象ではない)

(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要な階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー法の対象となる建築物

特定建築物 (新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への 適合努力義務)	特別特定建築物 (2,000㎡以上 (公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への 適合義務)
1.学校	1. 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの又は特別支援学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。) 若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

便所、劇場等の客席、駐車場に係る バリアフリー基準の見直しについて

令和6年11月
国土交通省 住宅局
参事官(建築企画担当)付

- 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し ----- P.2
- 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び
誘導基準の見直し ----- P.22
- 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し -- P.32

便所に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

- 不特定多数の者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。
- その設置にあたっては、管理運営方法などを勘案し、その利用に支障が生じない位置に設ける。

	ケース1 (標準的な場合)	ケース2 (従業員専用階がある場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ		
階数	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	3
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	5以上	3以上

「不特定多数の者等」とは

- ・不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等を指す
- ・従業員のみが利用する階（バックヤードのみの階など）は、特定の者が利用する階であるため、「不特定多数の者等が利用する階」には該当しない

「利用に支障が生じない位置」とは

- ・特定の階に偏ることなく設けることにより、利用上の支障は生じにくい
(例えば、特定の階に必要な設置数の全ての便所を設ける等の場合は、利用上の支障が生じる場合がある)

○ 以下の階は、不特定多数の者等が利用する階から除外する。

- ① 地上階で、**便所を設ける施設**が同一敷地内かつその階の**出入り口付近（近接）**にある階
- ② 不特定多数の者等が利用する部分の**床面積**が著しく小さい階
- ③ 不特定多数の者等が**滞在する時間**が短い階
- ④ ②、③のほか、**管理運営上やむを得ない階**

	ケース1 (①の場合)	ケース2 (②③の場合)	ケース3 (④の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ			
階数	5	5	5
不特定多数の者等が 利用する階の数	5	5	5
除外する階の数	1	2	1
不特定多数の者等が 利用する便所の必要設置数	4以上	3以上	4以上

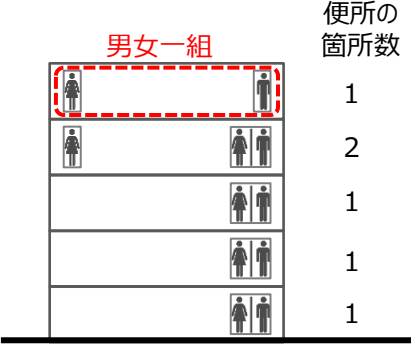
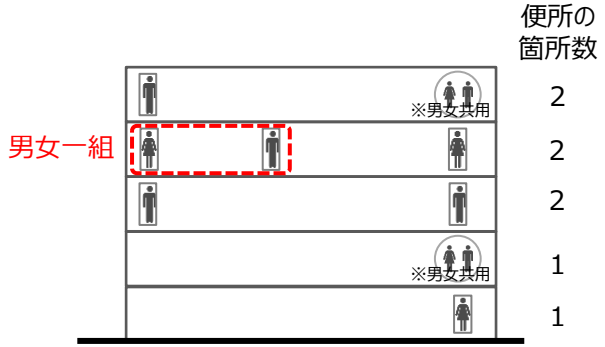
「管理運営上やむを得ない階」の例

 … 不特定多数の者等が利用する階の数から除外する階

- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な階
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する階 など

○ 各便所設置階における便所の箇所数は、

- ① 男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合、男子用と女子用の1組で1箇所とする
- ② 男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみが設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする
- ③ 男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合、当該便所ごとに1箇所とする

	ケース1 (①②の場合)	ケース2 (①～③の場合)
不特定多数の者等が 利用する便所の設置 イメージ		
不特定多数の者等が 利用する便所の箇所数	6 (内訳：①男女 5、②女子 1)	8 (内訳：①男女 1、②男子 3 ③女子 2、④共用 2)

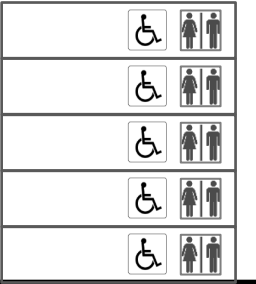
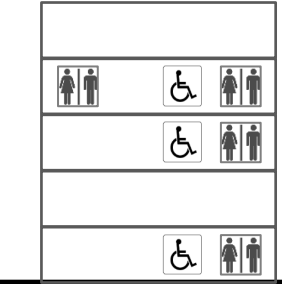
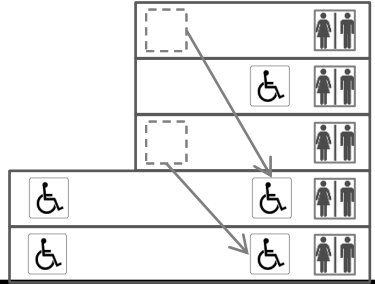
同一階で男子用と女子用が離れて設置される場合

- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

男子用又は女子用の便所を設ける場合

- ・男女1組に加え、男子用又は女子用の便所を設ける場合は2箇所とする
- ・同一階に男子用又は女子用のいずれか一方の便所のみを複数設ける場合は当該便所ごとに1箇所とする

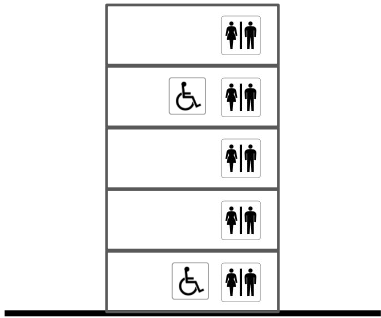
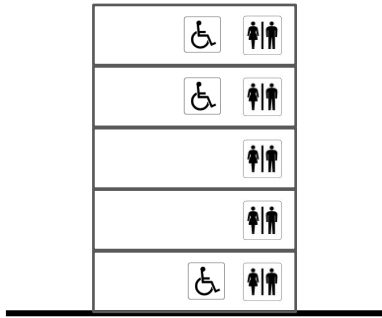
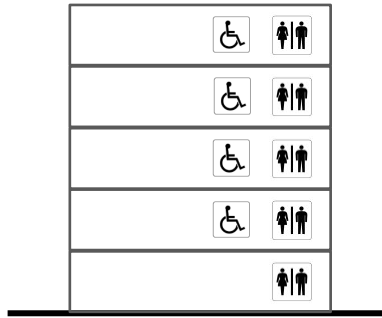
- 車椅子使用者用便房は、原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1箇所以上を設ける。
- ただし、以下の場合を除く。
 - ① 地上階で、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある場合
 - ② 当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合
 - ③ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合
 - ④ 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合

	ケース1	ケース2 (便所のない階がある場合)	ケース3 (①の場合)	ケース4 (②の場合)
車椅子使用者用便房の設置イメージ			 (例) サービスエリアなど	
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	3	2	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	5以上	3以上	2以上	5以上

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合

- ・男子用、女子用をそれぞれ1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）の便所のみが設置されている階においては、男子用（又は女子用）の車椅子使用者用便房のみの設置で足りる

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上を設ける。
- なお、小規模階における便所設置階の数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース①	ケース②	ケース③
車椅子使用者用便所の設置イメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便所の必要設置数	2 以上	3 以上	4 以上

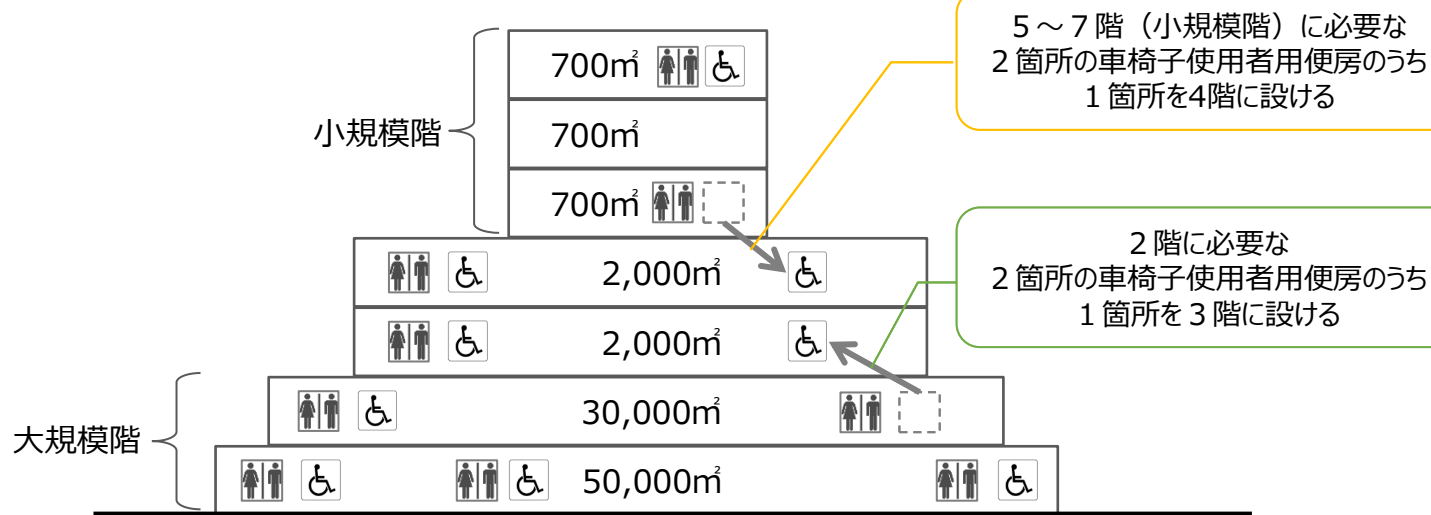
車椅子使用者用便所の設置位置

- ・建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意

- 不特定多数の者等が利用する部分の床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
 - ① 10,000㎡超～40,000㎡以下 2 箇所以上
 - ② 40,000㎡超～ 20,000㎡毎に 1 箇所を追加
- なお、当該階に設ける不特定多数の者等が利用する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース 1	ケース 2
車椅子使用者用便所の設置イメージ	30,000㎡/階 	70,000㎡/階 
各階の床面積から算定する車椅子使用者用便所の必要設置数	2	4
当該階の不特定多数の者等が利用する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子使用者用便所の必要設置数	2以上	3以上

車椅子使用者用便房の
設置イメージ



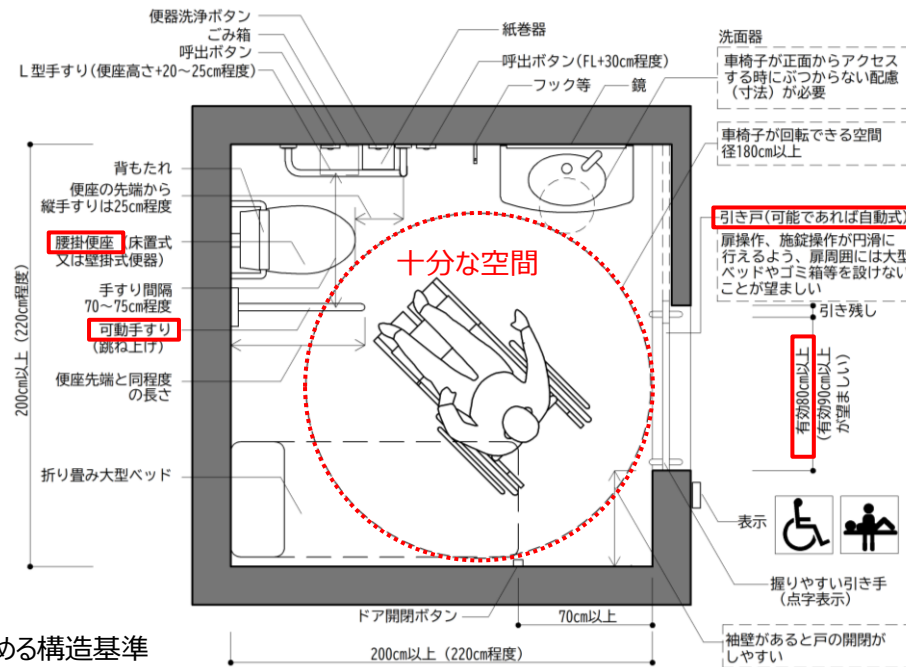
	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	合計
各階の床面積	50,000㎡	30,000㎡	2,000㎡	2,000㎡	700㎡	700㎡	700㎡	
床面積から算出される 車椅子使用者用便房の 必要設置数	3	2	1	1	2			9
計画上の 車椅子使用者便房の数	3	2-1=1	1+1=2	1+1=2	2-1=1			9

2階に必要な2箇所の車椅子使用者用便房のうち
1箇所を3階に設ける

5～7階（小規模階）に必要な
2箇所の車椅子使用者用便房のうち1箇所を4階に設ける

- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

＜車椅子使用者用便房の設計例＞

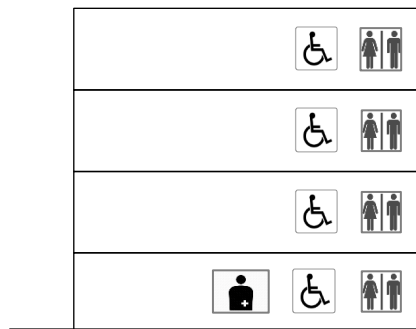


 : 政令もしくは告示で定める構造基準

- 便所のうち1箇所以上には、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所を設ける場合、床置き式小便器等を1箇所以上設ける。

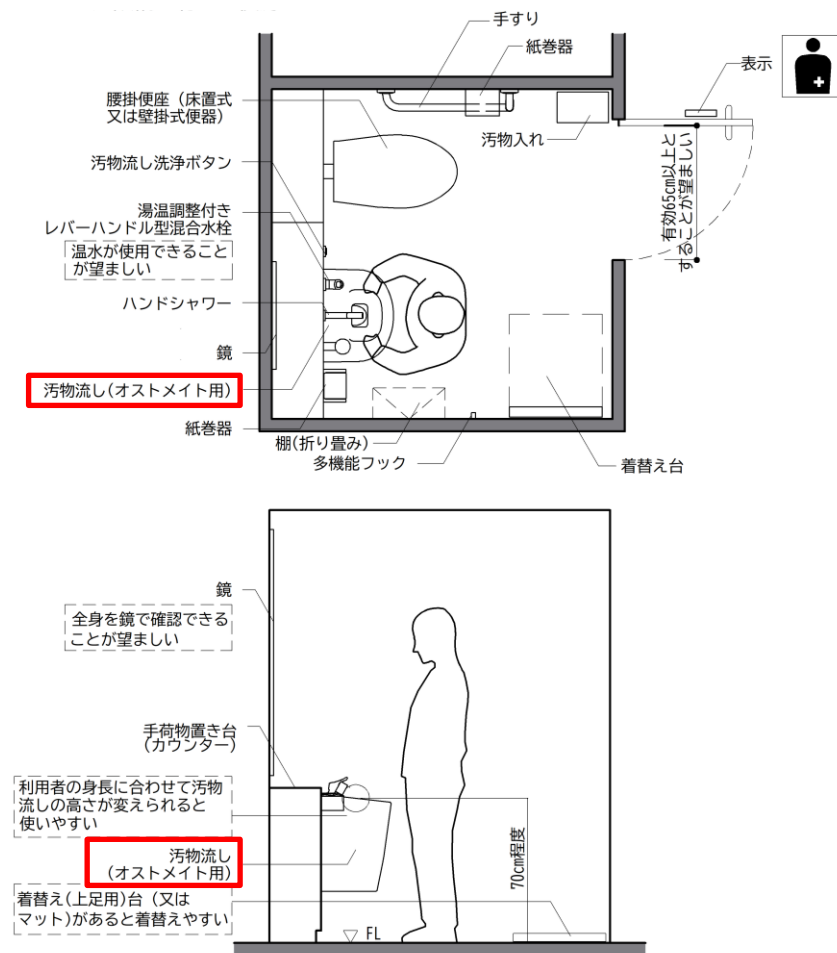
ケース1

オストメイト用設備を
設けた便房の設置
イメージ



…オストメイト使用者用便房

＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞



汚物流し(オストメイト用) : 政令で定める構造基準

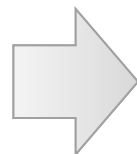
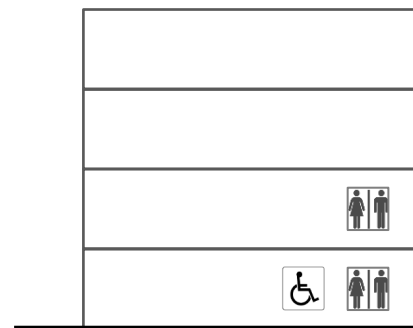
- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 不特定多数の者等が利用する便所は、増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける。
 - ② 当該階の車椅子使用者用便房※の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数の者等が利用する便所（既存のものを含む）の箇所数を元に算定する。
 - ③ 既存の便所・車椅子使用者便房がある場合、既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととする。

※当該階に設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設置することも可

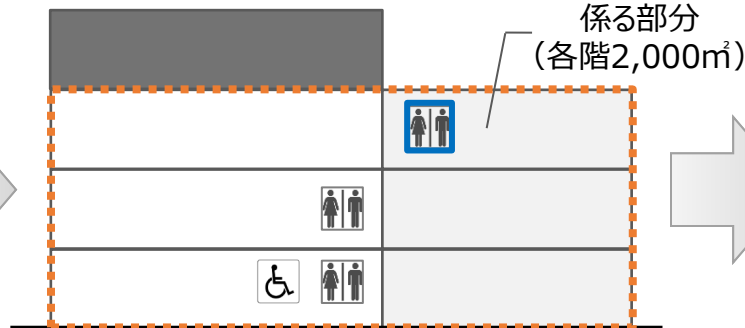
	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		- 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	- 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (増築等に係る部分の床面積が各階2,000m²の場合)

現況



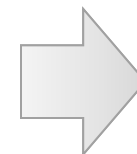
増築後①



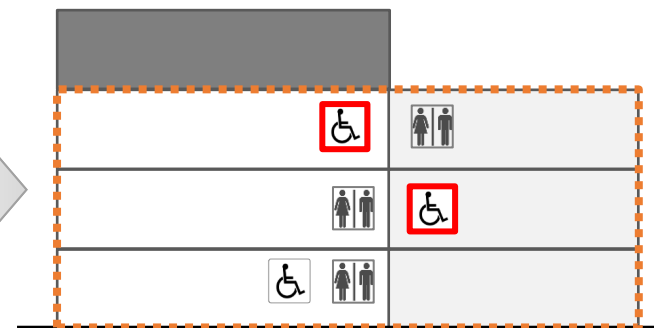
増築等に係る部分
を有する階



・・・新設する便所



増築後②



・・・新設する車椅子使用者用便房

車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
(各階2,000m²)

増築のある階 (1～3階) は基準適用
増築のない階 (4階) は基準適用外

増築のある階の数 (3) 以上の不特定多数の者等の
利用する便所が設けられるように計画※

注) 既存の便所と新設する便所の数を合算して3以上となればよい。



増築後の各階 (1～3階) で、便所が設けられる階に1箇
所以上の車椅子使用者用便房が設けられるように計画※

注) 既存階に車椅子使用者用便房が設けられている場合は、
当該階に新たに車椅子使用者用便房を設けることは必須ではない。

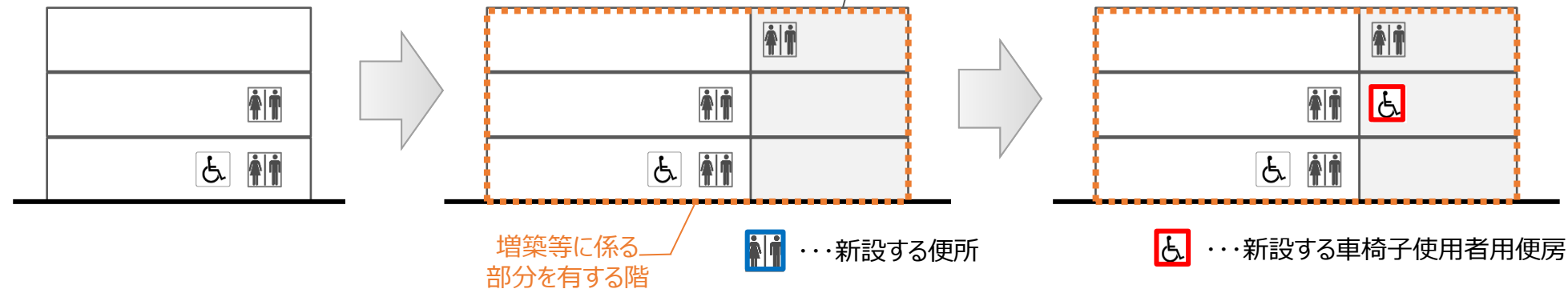
※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

ケース2（増築等に係る部分の床面積が各階700㎡の場合）

現況

増築後①

増築後②
増築等に係る部分
(各階700㎡)



車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
(各階700㎡)

増築のある階（1～3階）は基準適用

: 基準の適用範囲

増築のある階の数（3）以上の不特定多数の者等の
利用する便所が設けられるように計画※

注）既存の便所と新設する便所の数を合算して3以上となればよい。

増築面積が1,000㎡未満の増築面積の合計（700×3＝
2,100㎡）を1,000㎡で除し、2箇所に車椅子使用者用
便房が設けられるように計画※

注）既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を
合算して2以上となればよい。

※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

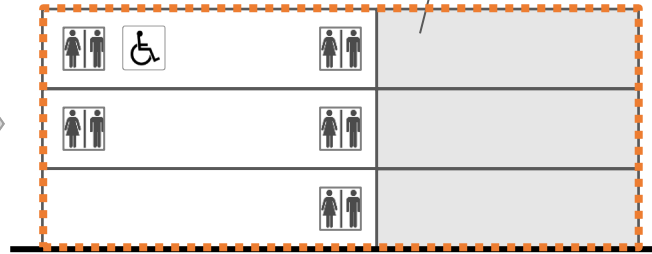
ケース3（増築等に係る部分の床面積が各階20,000㎡の場合）

現況

増築後①

増築等に係る部分
(各階20,000㎡)

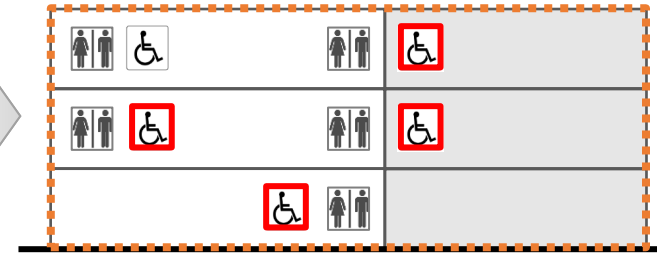
増築後②



増築等に係る
部分を有する階



…新設する便所



…新設する車椅子使用者用便房

車椅子使用者用便房の必要設置数の算定手順

1～3階を増築
(各階20,000㎡)

増築のある階（1～3階）は基準適用

: 基準の適用範囲

増築のある階の数（3）以上の不特定多数の者等の利用
する便所が設けられるように計画※

注）既存の便所と新設する便所の数を合算して3以上となればよい。



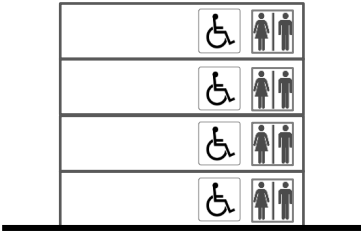
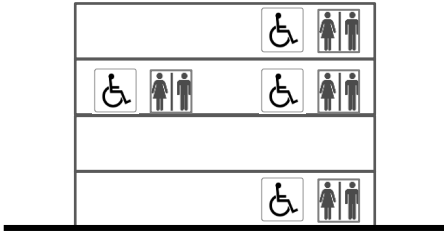
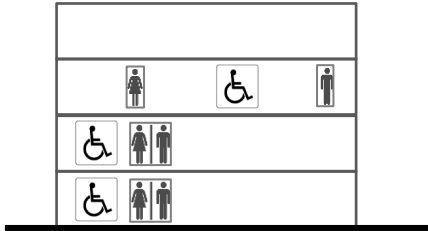
各階の増築面積（各20,000㎡）であるため、原則各階に
2箇所の車椅子使用者用便房が設けられるように計画※

注）1階は便所が1箇所であるため、
車椅子使用者用便房も1箇所の設置でよい。

※ 利用に支障がない位置であれば設置位置は任意

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該各席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令第18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

- 車椅子使用者用便所は、多数の者が利用する便所内又は当該便所に近接する位置に1箇所以上を設ける。

	ケース1	ケース2	ケース3
車椅子使用者用便所の設置イメージ			
多数の者が利用する便所設置数	4	4	3
車椅子使用者用便所の必要設置数	4	4	3

便所の数え方（再掲）

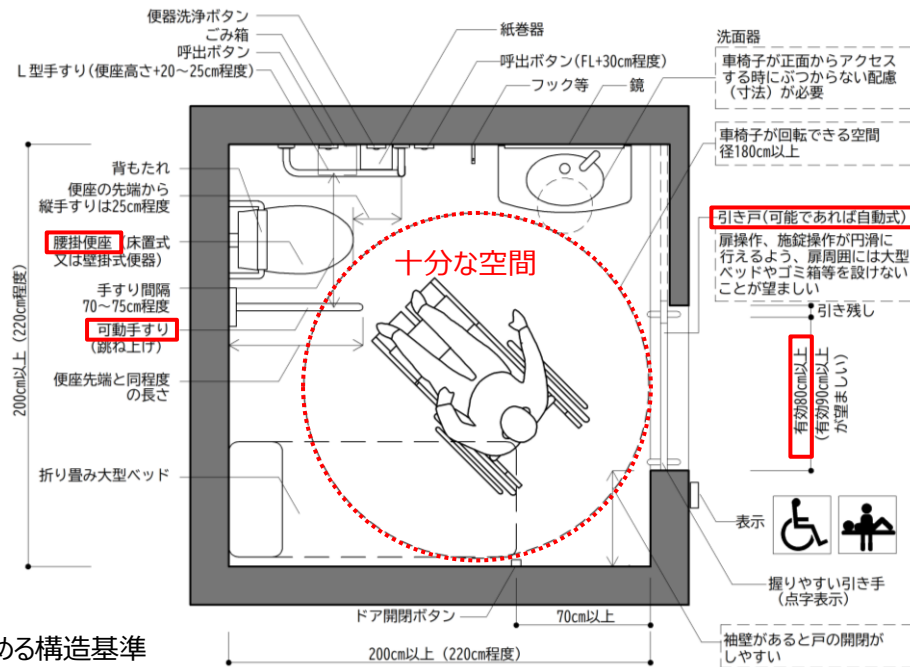
- ・同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする

車椅子使用者用便房について男女の区別を設ける場合（再掲）

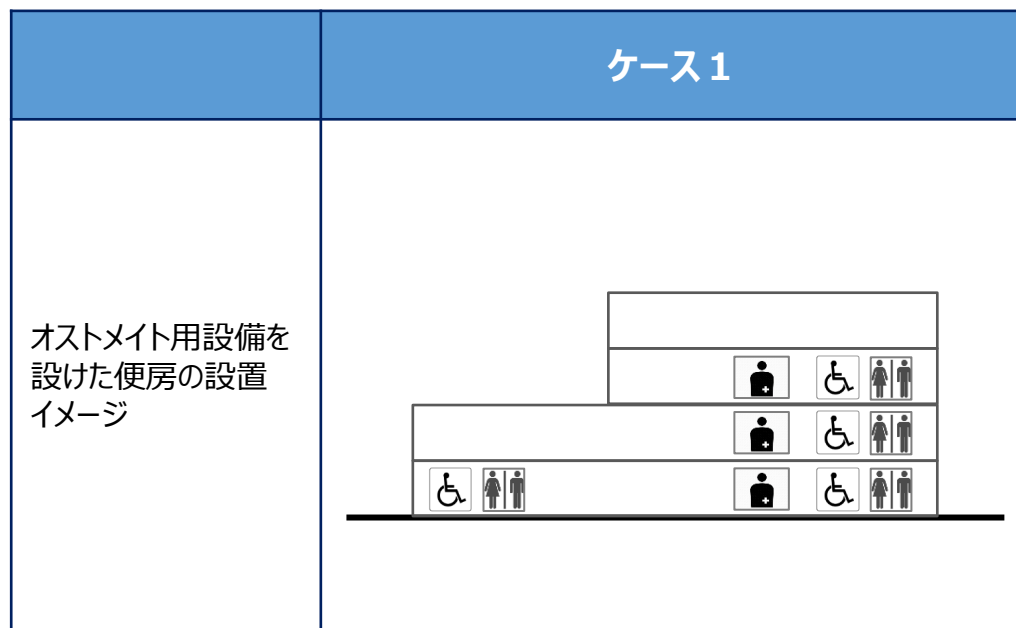
- ・男子用、女子用それぞれに1箇所以上を設けることが必要
- ・ただし、男子用（又は女子用）のみの便所が設置されている階においては、男子用（又は女子用）のみの車椅子使用者用便房とすることができる

- 車椅子使用者用便房とは、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める以下の構造の便房をいう。
 - ・腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
 - ・車椅子使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること
- 政令19条の移動等円滑化経路に定めるとおり、以下の基準が適用される。
 - ・出入口の幅が80cm以上であること
 - ・出入口の戸が、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること
 - ・出入口の前後に高低差がないこと

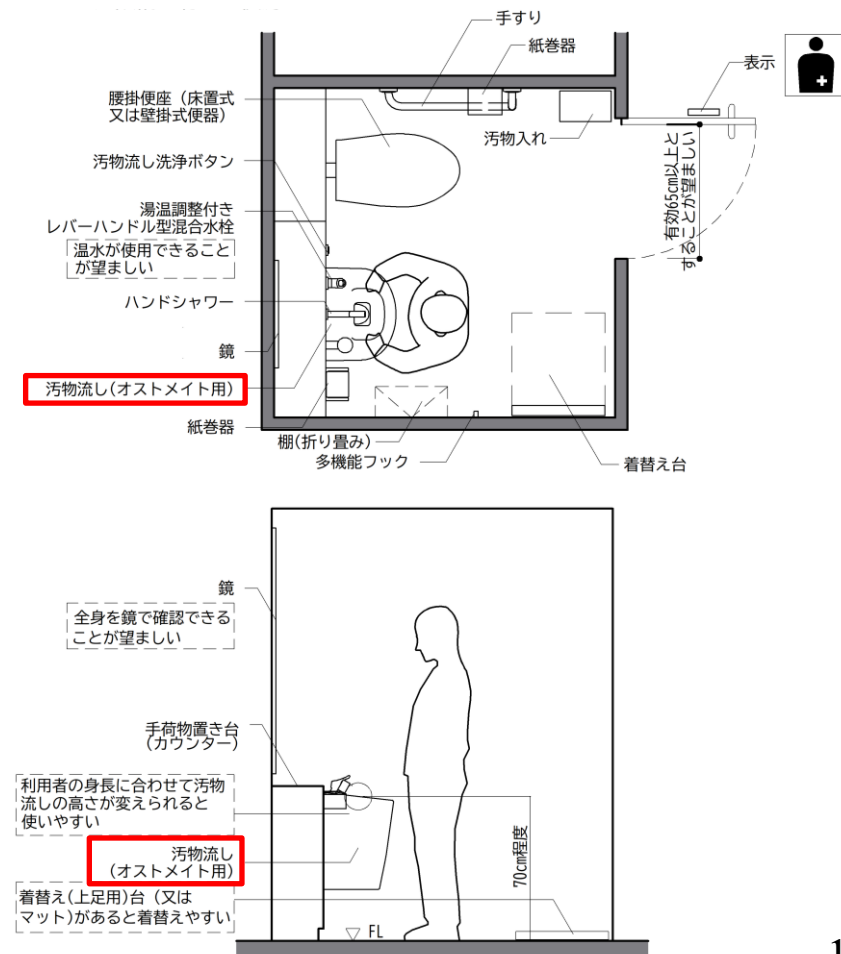
<車椅子使用者用便房の設計例>



- 多数の者が利用する便所が設けられている階においては、便所のうち1箇所以上に、オストメイト用設備（高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具）を設けた便房を1箇所以上設ける。
- 男子用小便器のある便所が設けられている階においては、便所のうち1箇所以上に、床置き式小便器等を1箇所以上設ける。



＜オストメイト用設備を設けた便房の設計例＞



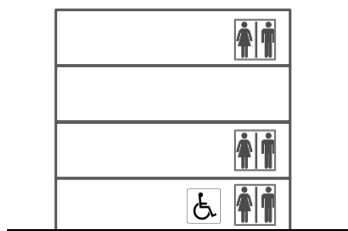
汚物流し(オストメイト用) : 省令で定める構造基準

- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等又は修繕等に係る部分に、**多数の者が利用する便所**を設ける場合、
当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1箇所以上設ける。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、**多数の者が利用する便所**を設けない場合、
車椅子使用者用便房を**建築物全体で1箇所以上**設ける。

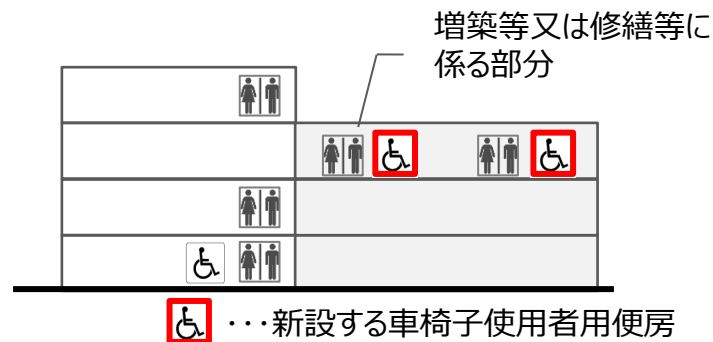
	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適合が必要	建築物全体で1箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1以上の客席に 2箇所以上	- 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 - 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する便所を設ける場合)

現況

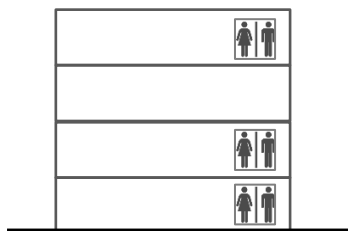


増築後

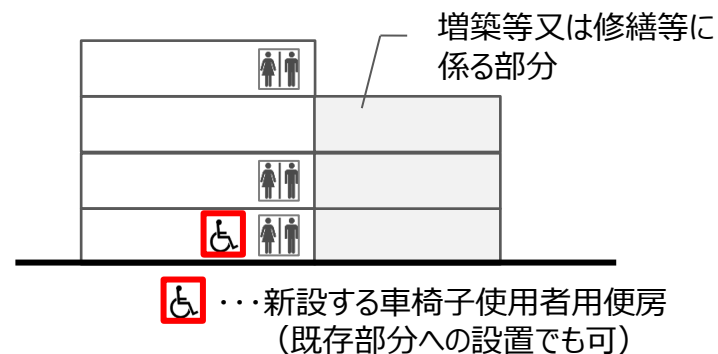


ケース2 (増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する便所を設けない場合)

現況

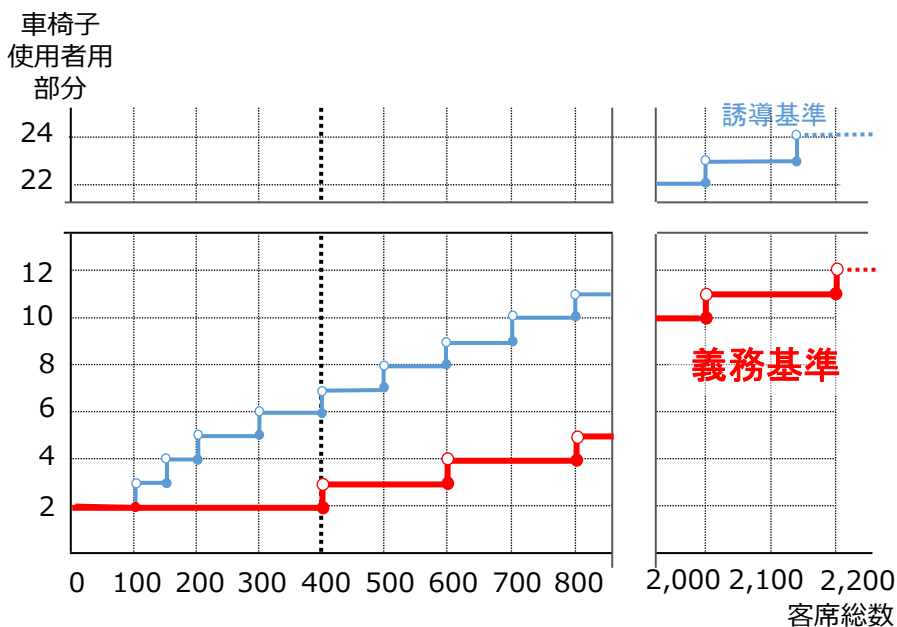


増築後



劇場等の客席に係る 義務基準の創設及び誘導基準の見直し

- 劇場等の客席における車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。
 - ① 座席の数が400以下の場合 2以上
 - ② 座席の数が401以上の場合 0.5%以上
- 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合		
車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席① (200席) 客席② (200席) 客席③ (600席)		
	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇		
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席	客席② 200席の客席	客席③ 600席の客席
	客席② 200席の客席	客席③ 600席の客席	
	客席③ 600席の客席		

「客席」とは

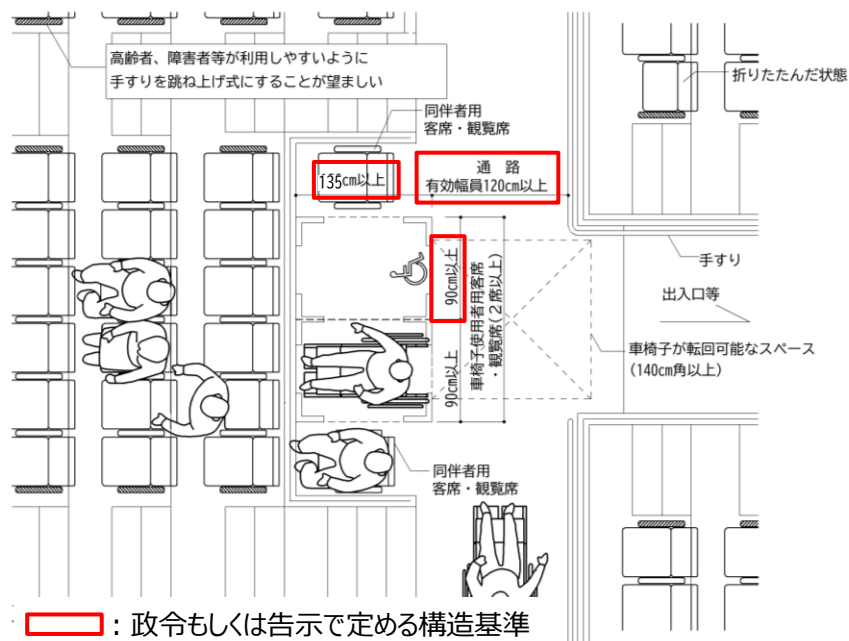
- ・設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室（空間）

「座席」とは

- ・床に固定された椅子を有する席（移動可能な席、スタッピングチェア、画面と連動して動く席などは座席に含まない）

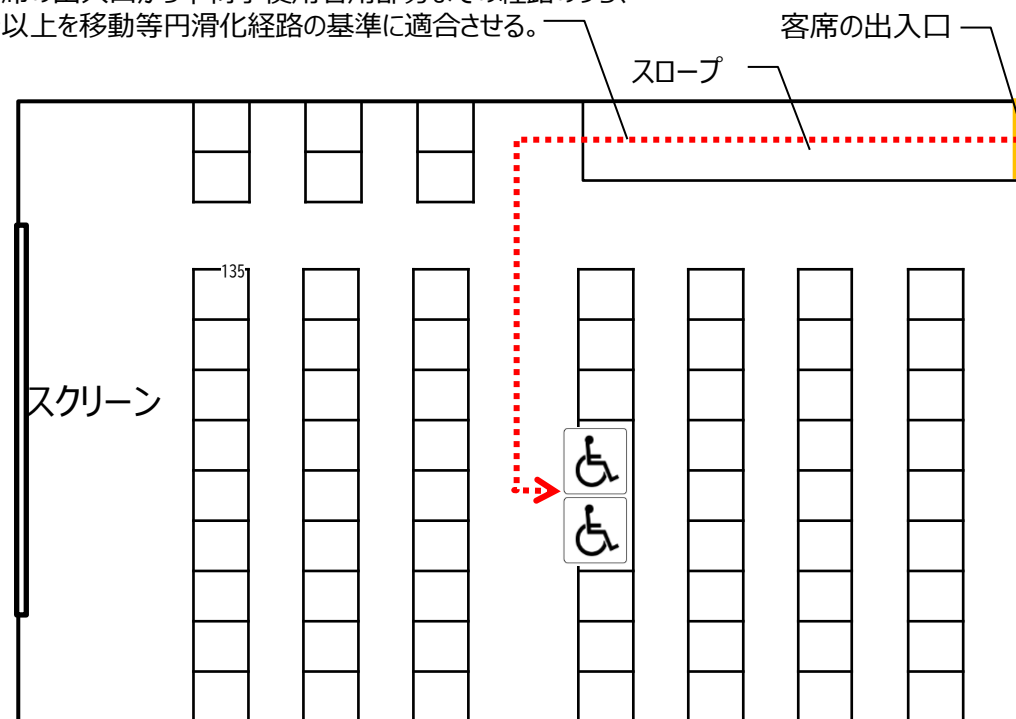
- 車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平らとすること**。
- 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を**移動等円滑化経路（政令19条）**とする。

＜車椅子使用者用部分の設計例＞



＜車椅子使用者用部分までの経路のイメージ＞

客席の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、一以上を移動等円滑化経路の基準に適合させる。



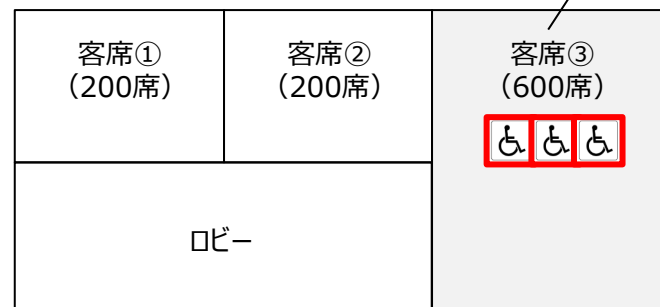
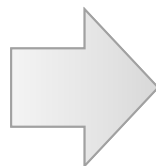
○ 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。

- ① 劇場等の客席の増築等をする場合、増築等に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける（既存部分への増設を含む）。
- ② 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合、車椅子使用者用部分に係る改修は不要。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子使用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		- 既存の車椅子使用者用便房と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席		基準なし	劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場	基準に沿った数を設ける	駐車場全体で1箇所以上を設ける	- 既存の車椅子使用者用駐車施設と新設する車椅子使用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 - 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (①劇場等の客席の増築をする場合)

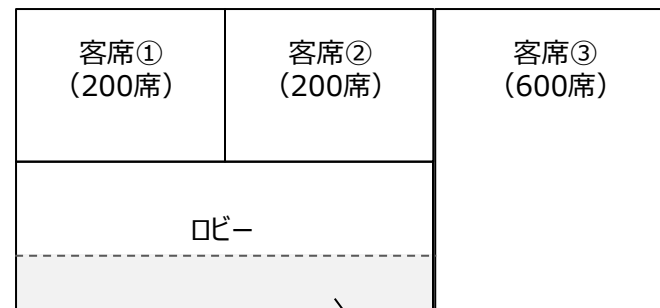
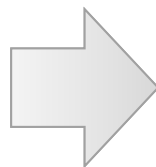
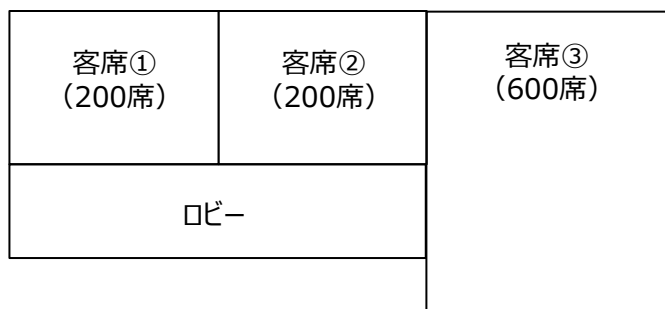
増築に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける。



 …新設する車椅子使用者用部分

ケース2 (②劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合)

新規の車椅子使用者用部分の設置は求めない。



 …新設する車椅子使用者用部分

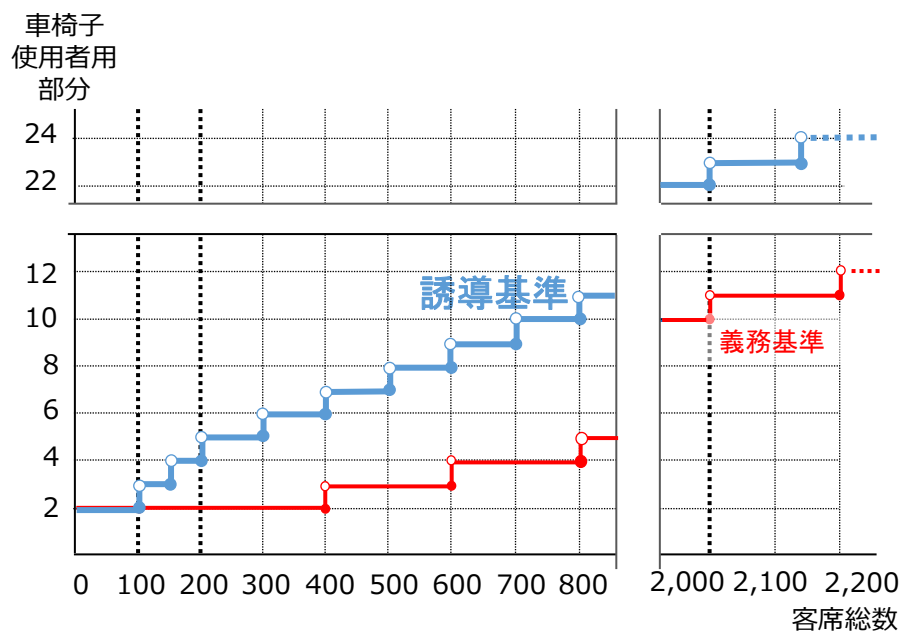
	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該各席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

○ 劇場等の客席における誘導基準適合車椅子使用者用部分は、座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける。

- ① 座席の数が100以下の場合 2以上
- ② 座席の数が101以上200以下の場合 2%以上
- ③ 座席の数が201以上2000以下の場合 1% + 2以上
- ④ 座席の数が2001以上の場合 0.75% + 7以上

また、③・④の場合は車椅子使用者部分を2箇所以上に分散して設ける。

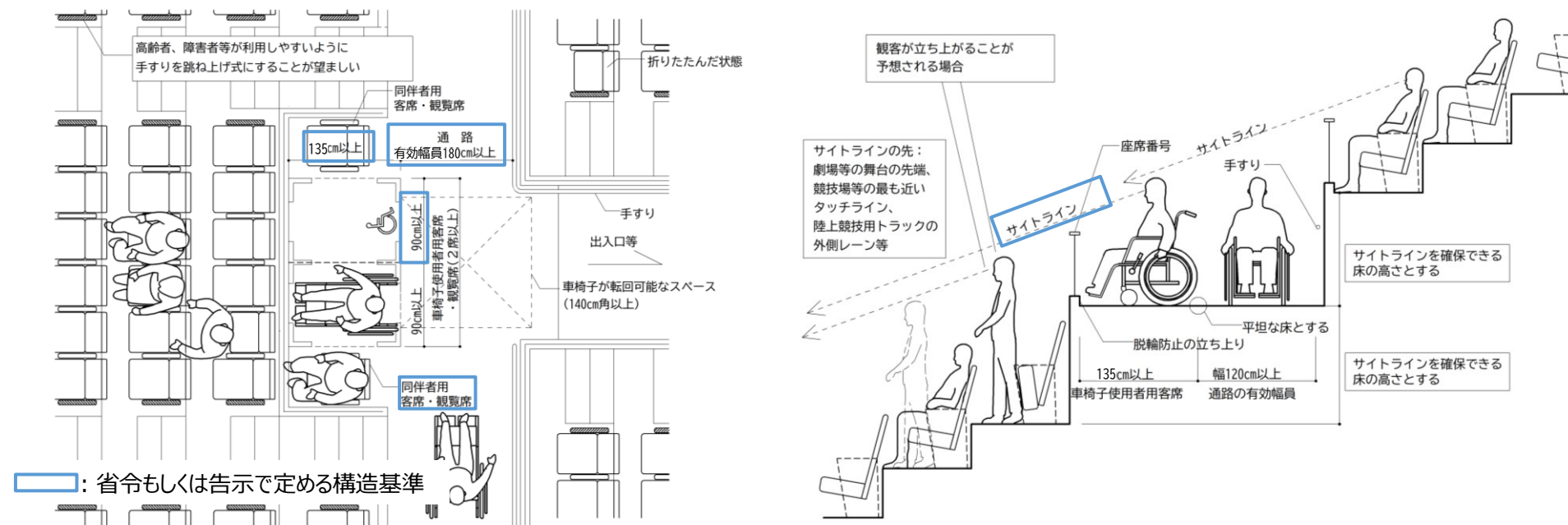
○ 同一建築物に複数の客席を設ける場合、各客席の座席数に応じて必要な数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける。



	複数の客席を設ける場合		
誘導基準適合車椅子使用者用部分の設置イメージ	客席① (100席) 客席② (150席) 客席③ (600席) ロビー		
	客席① 100席の客席 2箇所以上 客席② 150席の客席 3箇所以上 客席③ 600席の客席 8箇所以上		

- 誘導基準適合車椅子使用者用部分は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**90cm以上**とすること。
 - ・奥行きは、**135cm以上**とすること。
 - ・床は、**平らとすること**。
 - ・車椅子使用者が舞台等を**容易に視認できる構造**とすること。
 - ・**同伴者用の座席又はスペース**を当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に**隣接して設けること**。
 - ・客席の総数が**200を超える場合は**、2箇所以上に**分散して設けること**。
- 客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者部分までの経路（**車椅子使用者用経路**）を**廊下、スロープ等の基準**（省令第3条、第5条等）に適合させる。

＜誘導基準適合車椅子使用者用部分の設計例＞

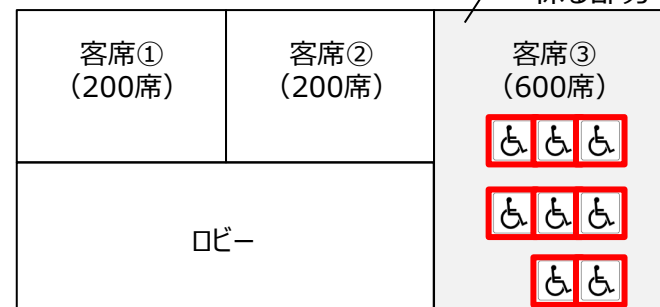
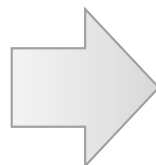


- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合、増築等又は修繕等に係る部分に座席の総数に対する必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）。
 - ② 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、建築物全体で1以上の客席に2箇所以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適合が必要	建築物全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1以上の客席に 2箇所以上	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 ・ 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上	・ 増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (①劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合)

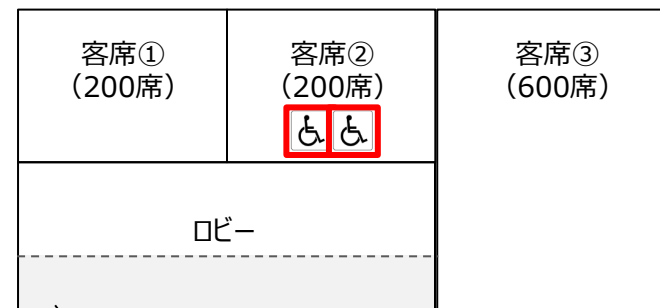
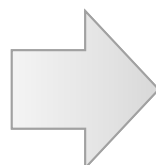
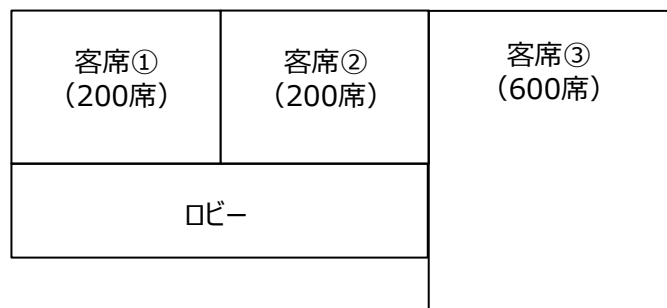
増築に係る部分の座席数に応じた数以上の車椅子使用者用部分を設ける。 増築等又は修繕等に係る部分



…新設する誘導基準適合車椅子使用者用部分

ケース2 (②劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合)

1以上の客席に2以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける。※設置位置は任意



増築に係る部分

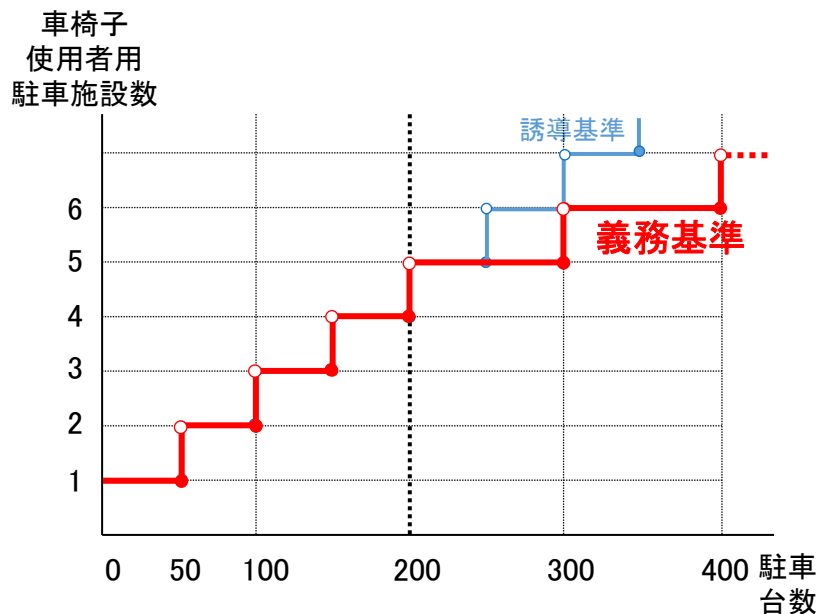
※客席と無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合、客席の改修は不要

…新設する誘導基準適合車椅子使用者用部分

駐車場に係る 義務基準及び誘導基準の見直し

- 不特定多数の者等が利用する駐車場には、原則、**駐車施設の数に対する割合で定める数以上の車椅子使用者用駐車施設**を設ける。
 - ① 駐車施設の総数が**200以下**の場合 **2 %以上**
 - ② 駐車施設の総数が**201以上**の場合 **1 % + 2 以上**
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、**駐車施設の総数に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数**を算定する。

＜義務基準と 基準の比較＞



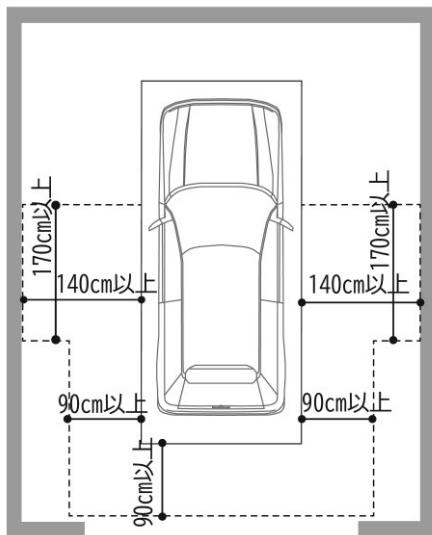
	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	駐車場① (90台) 駐車場② (60台) 建築物 駐車場③ (70台) 駐車場④ (80台)
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$台 $300\text{台} \times 1\% + 2 = 5\text{台}$ ※駐車場①～④での配置は任意

「不特定多数の者等が利用する駐車場」、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

- ・従業員のみが利用する駐車場は、「不特定多数の者等が利用する駐車場」に該当しない。
- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



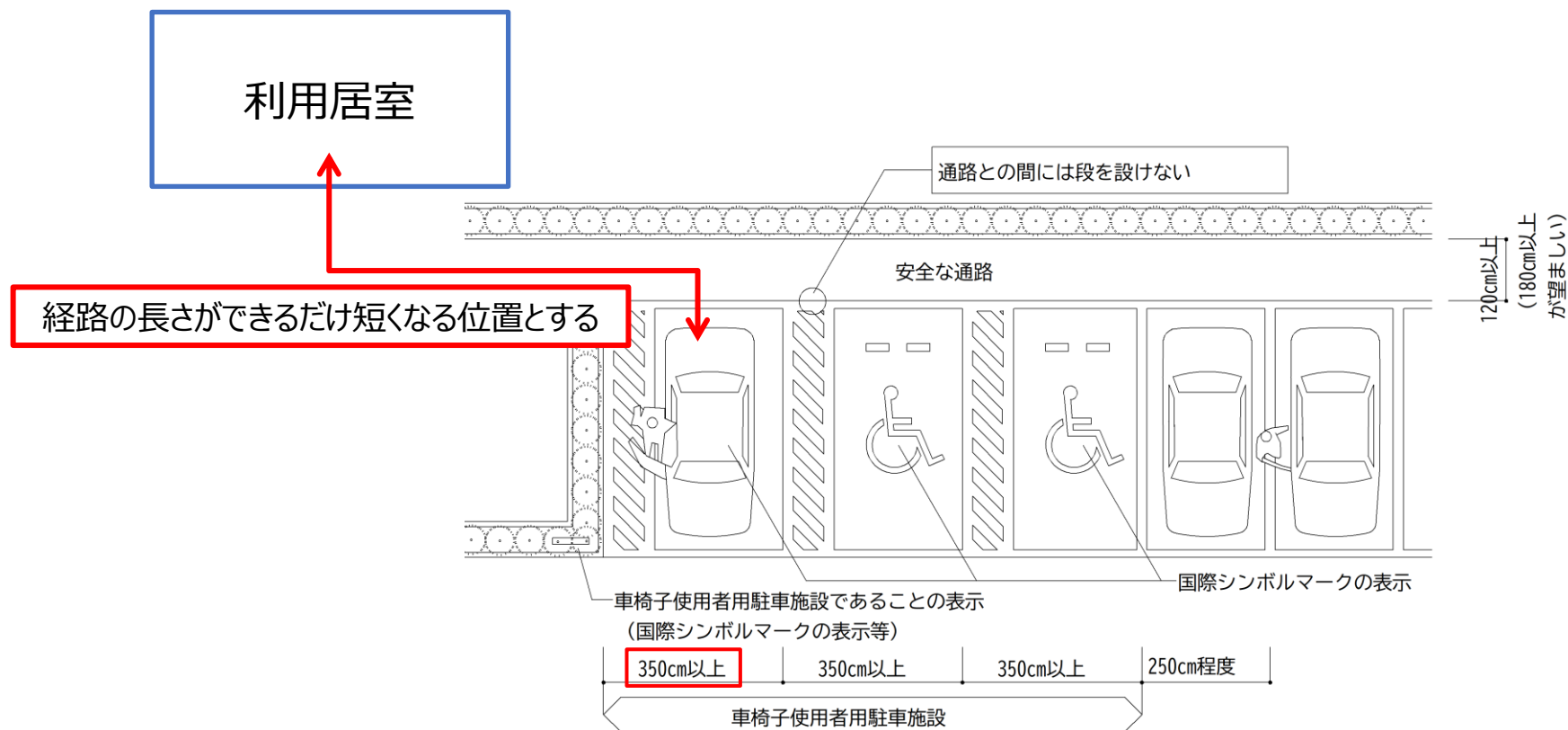
フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$ 台 $120 \text{ 台} \times 2\% = 3 \text{ 台}$ 車椅子使用者用駐車施設の数 平面 1 台 + 機械式 20 台 = 21 台 > 3 台

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者用駐車施設から**利用居室までの経路の長さ**が**できるだけ短くなる位置**に設けること。

＜車椅子使用者用駐車施設の設計例＞



350cm以上 : 政令で定める構造基準

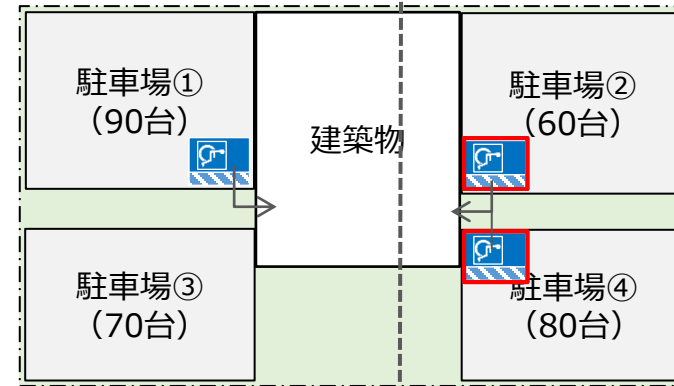
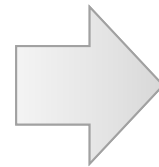
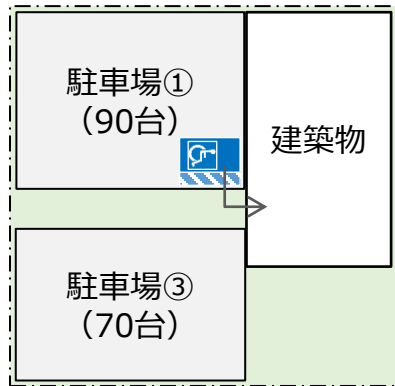
※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

- 増築等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合、増築等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上**の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
 - ② 増築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合、駐車場全体で1以上**の車椅子利用者用駐車施設を設ける。
 - ③ 既存の車椅子利用者用駐車施設がある場合、**既存のものの数と新設するものの数を合算して、必要設置数を満たせばよい**こととする。

	増築等に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	増築等に係る部分を有する階の数以上を設ける		・ 既存の便所と新設する便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。
車椅子利用者用便房	増築等に係る部分を有する階で、便所を有する階に基準に沿った数を設ける		・ 既存の車椅子利用者用便房と新設する車椅子利用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 必要数の算出に用いる面積は増築等に係る部分のみの面積を対象とする。
客席	基準に沿った数を設ける	基準なし	・ 劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で1箇所以上を設ける	・ 既存の車椅子利用者用駐車施設と新設する車椅子利用者用駐車施設の数を合算して、必要設置数を満たせばよい。 ・ 増築等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース1 (①建築物の増築等の際に駐車施設を増設する場合)

増築に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

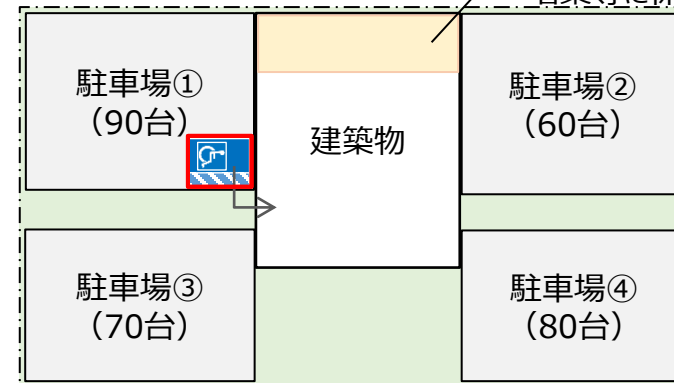
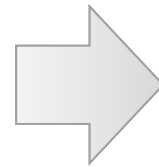
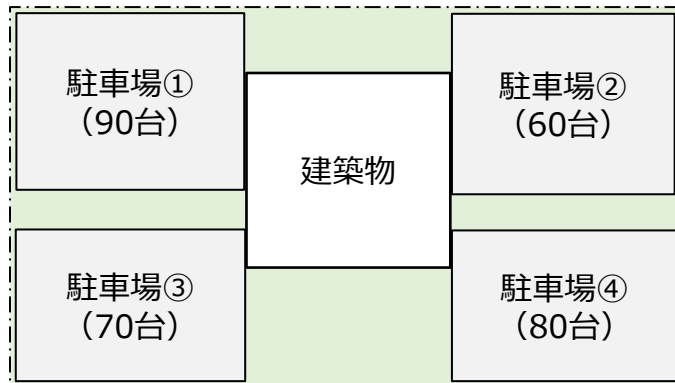


・・・新設する車椅子使用者用駐車施設

→ 増築等に係る部分

ケース2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

駐車場全体で1以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

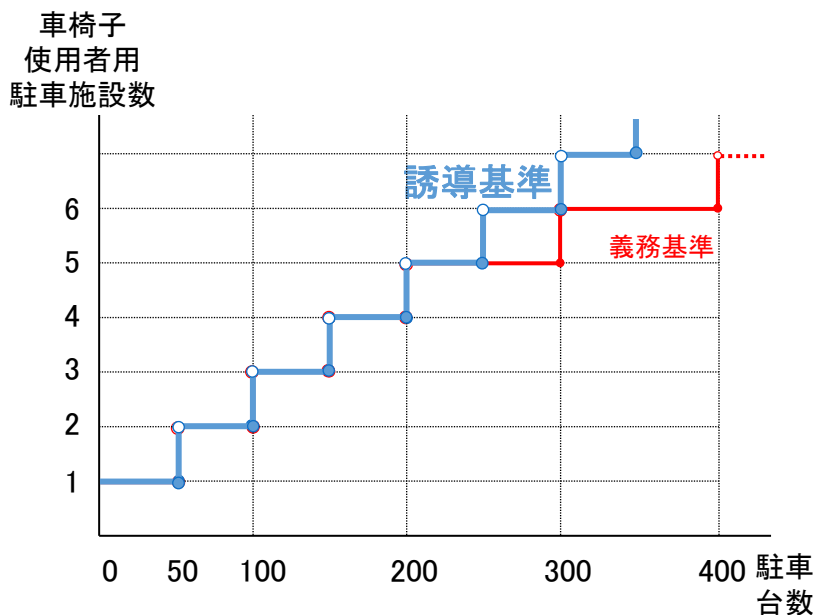


・・・新設する車椅子使用者用駐車施設 ※駐車場①～④での配置は任意

	図書の種類	明示すべき事項	留意事項
便所	各階平面図	政令第14条第1項に規定する便所の位置及び構造	- 各便所、便所の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便所の構造基準に適合する旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨を明記する。 - 不特定多数の者等が利用する便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨を明記する。 - 床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由を明記する。 - 車椅子使用者用便所の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由を明記する。
劇場等の客席	各階平面図	劇場等の客席の名称及び位置、当該各席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分の数、位置及び構造	劇場等の客席で移動可能な席等を設ける場合は、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置を明記する。
		政令第19条第1項に規定する移動等円滑化経路の位置	当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造を明記する。
		政令第19条第2項第2号から第4号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	
駐車場	配置図	政令第18条第1項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場における駐車施設の総数）	不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設や公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置を明記する。
		政令第18条第1項に規定する車椅子使用者駐車施設の数、位置及び寸法	
		その他政令第18条第1項ただし書の規定に適合することを確認するために必要な事項	機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨を明記する。

- 多数の者等が利用する駐車場には、原則、駐車施設の総数の **2 %以上**の**車椅子使用者用駐車施設**を設ける。
- 同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合は、**駐車施設の総数**に対して必要な車椅子使用者用駐車施設の数
を算定する。

＜義務基準と誘導基準の比較＞



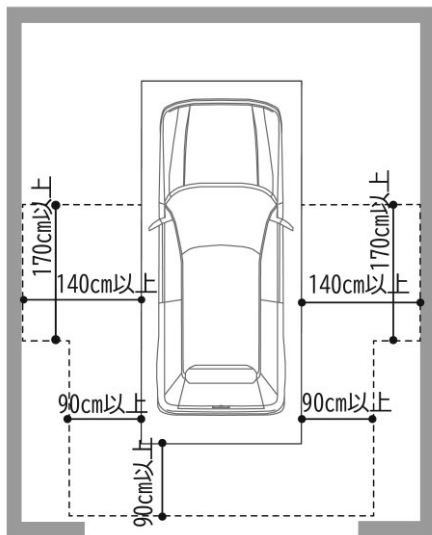
	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 $300 \text{ 台} \times 2\% = 6 \text{ 台}$ ※駐車場①～④での配置は任意

「多数の者等が利用する駐車場に設ける駐車施設」に該当しないものとは

- ・公共用充電施設を有する駐車施設等の使用者が限定される駐車施設は、「当該駐車場に設ける駐車施設」に該当しない。

- 出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能とする。

＜車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例＞



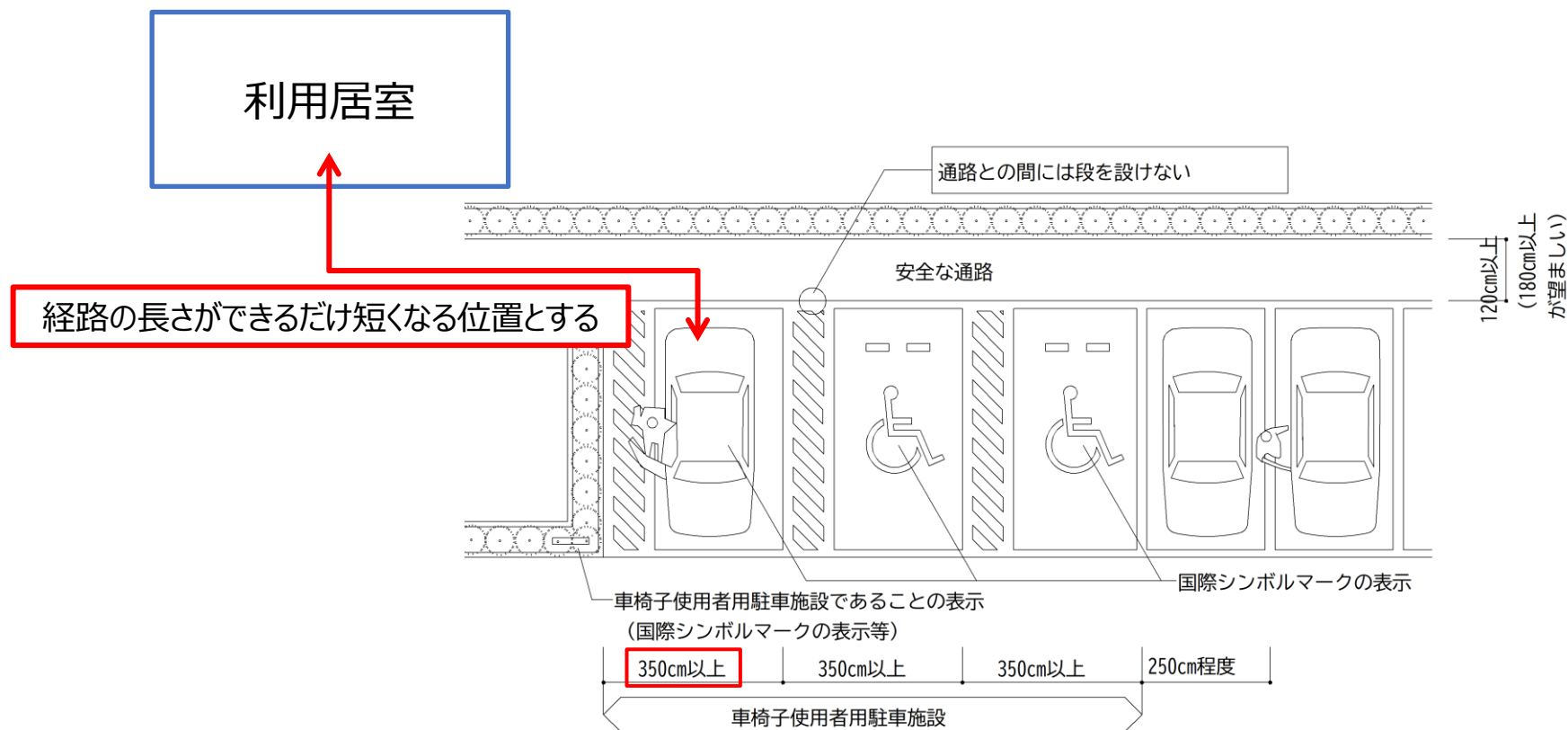
フルフラット化の例



	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ	※車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場
車椅子使用者用駐車施設の必要設置数	駐車施設の総数 $100 + 20 = 120$ 台 $120 \text{ 台} \times 2\% = 3 \text{ 台}$ 車椅子使用者用駐車施設の数 平面 1 台 + 機械式 20 台 = 21 台 > 3 台

- 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
 - ・幅は、**350cm以上**とすること。
 - ・当該車椅子使用者施設から**利用居室までの経路の長さ**が**できるだけ短くなる位置**に設けること。

<車椅子使用者用駐車施設の設計例>



350cm以上 : 政令で定める構造基準

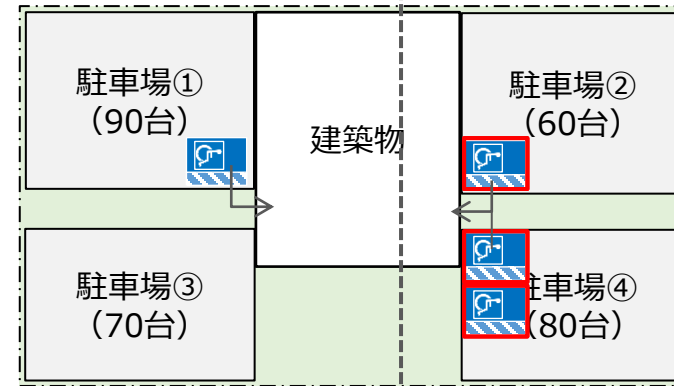
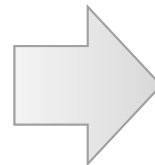
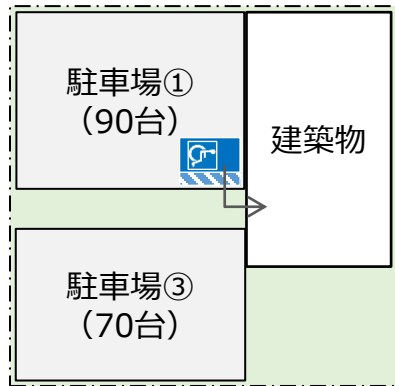
※車椅子使用者用駐車施設の路面の青色塗装による利用対象者の情報提供などに取り組むことが重要。

- 増築等又は修繕等をする場合には、以下の規定が適用される。
- ① 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がある場合、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の**車椅子利用者用駐車施設を**増築等又は修繕等に係る部分に設ける（既存部分への増設を含む）**。
 - ② 増築等又は修繕等に係る部分に、多数の者が利用する駐車場の**駐車施設がない場合、駐車場全体で 1 箇所以上の**車椅子利用者用駐車施設を設ける。

	増築等又は修繕等 に係る部分	左記以外の部分	備考
便所	誘導基準への 適合が必要	建築物全体で 1 箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に便所がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。
客席		1 以上の客席に 2 箇所以上	- 劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合、左記以外の部分の基準を適用する。 - 客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は改修は不要。
駐車場		駐車場全体で 1 箇所以上	増築等又は修繕等に係る部分に駐車場がない場合、左記以外の部分の基準を適用する。

ケース 1 (①建築物の増築等の際に駐車施設等を増設する場合)

増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設数に応じた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。



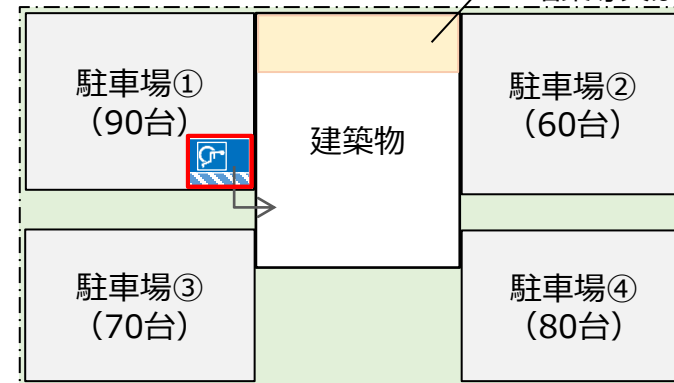
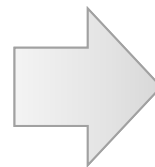
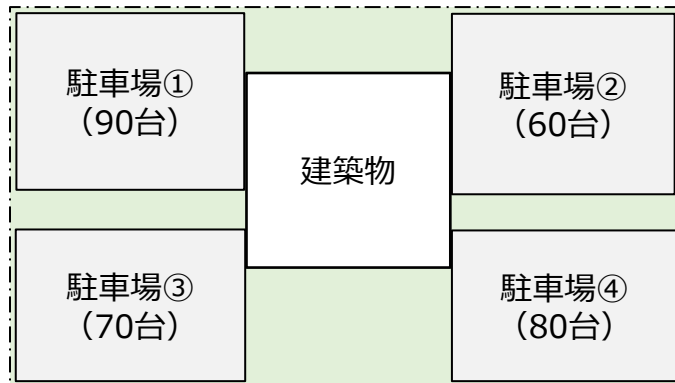
…新設する車椅子使用者用駐車施設

→ 増築等又は修繕等に係る部分

ケース 2 (②建築物の増築等の際に駐車施設を増設しない場合)

全体で 1 以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける。

増築等又は修繕等に係る部分



…新設する車椅子使用者用駐車施設 ※駐車場①～④での配置は任意

改正の概要、条文の新旧対照表など、今般の改正についての情報は、以下をご参照ください。

国土交通省HPホーム>政策・仕事>住宅・建築>建築

>建築物におけるバリアフリーについて>バリアフリー法（建築物関係）>

トイレ、駐車場、劇場等の客席に関するバリアフリー基準の改正について（令和7年6月1日施行）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

国住参建第3050号
令和6年11月21日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
（公印省略）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を
改正する政令等の施行について

便所、劇場等の客席及び駐車場のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する基準（以下「義務基準」という。）及び同法第17条第3項第1号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）を見直すこととしました。

これらの見直しに関連する法令として、

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日政令第221号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和6年11月21日国土交通省令第100号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件（令和6年8月6日国土交通省告示第1072号）
- ・ 高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができる場合を定める件（令和6年11月21日国土交通省告示第1294号）

等が公布され、令和7年6月1日から施行されます。

つきましては、改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号。以下「誘導基準省令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び関連する告示の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知しますので、その運用に遺漏なきようお願いします。

また、貴職におかれては、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局及び公共施設等の施設管理者並びに貴管内の所管行政庁、特定行政庁その他市町村並びに貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第 1 便所に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第 14 条関係、誘導基準省令第 9 条関係）

1 改正の概要

（1）不特定多数利用便所の設置について

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」という。）は、原則として、これらの者が利用する階の階数に相当する数以上設け、また、不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（以下「不特定多数の者等」という。）の利用上支障のない位置に設ける必要があります。ただし、不特定多数利用便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入り口付近にある階（地上階に限る。）や、床面積、利用方法等を勘案して、建築物の管理運営上、当該便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数利用便所の設置を求めない階としています。

なお、床面積が 10,000 m²を超える階がある場合に、当該階の床面積に応じて不特定多数利用便所の必要設置数に加える数は、当面の間は定めず、加算を要しないこととしています。

（2）車椅子使用者用便所の設置に係る義務基準について

不特定多数利用便所を設ける階（以下「便所設置階」という。）には、原則として、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便所を 1 以上（当該車椅子使用者用便所に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ 1 以上）設ける必要があります。ただし、下表の①から③までに掲げる場合には、それぞれに定める数以上の車椅子使用者用便所を設けなければならないこととしています。

また、車椅子使用者用便所の設置数の基準を満たせば、建築物の利用形態等を勘案して車椅子使用者用便所を任意の位置に設けることが可能となっています。

	階の分類	車椅子使用者用便所の必要設置数
①	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 1,000 m ² 未満の階（以下「小規模階」という。）	各階への車椅子使用者用便所の設置は求めず、それらの階の不特定多数の者等が利用する部分の床面積の合計が 1,000 m ² に達する毎に 1 以上 ^{※1}
②	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 10,000 m ² を超え、40,000 m ² 以下の階	2 以上 ^{※2}
③	不特定多数の者等が利用する部分の床面積が 40,000 m ² を超える階	当該床面積を 20,000 で除した数以上（端数は切り上げ） ^{※2}

- ※1 小規模階における便所設置階の数を上限としています。
- ※2 当該階に設ける不特定多数利用便所の数を上限としています。

(3) 車椅子使用者用便房の設置に関する誘導基準について

多数の者が利用する便所（以下「多数利用便所」という。）内又は当該便所の近接する位置に、車椅子使用者用便房を1以上設ける必要があります。また、当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合は、それぞれ1以上設ける必要があります。

2 運用にあたっての留意事項

(1) 不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階について

原則として、不特定多数の者等が利用する階の階数に相当する数以上の不特定多数利用便所を設ける必要がありますが、建築物の管理運営上、不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階は、不特定多数の者等が利用する階から除外します。不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階として、例えば以下のものが考えられます。

- ・不特定多数の者等が利用する部分の床面積が著しく小さい場合
- ・一般的に、不特定多数の者等の滞在時間が短いと想定される場合
- ・商業施設の1階部分で施設の管理運営上、設置困難な場合
- ・ホテル・旅館で、客室内に便所が設置されている客室のみが存する場合 など

(2) 便所の箇所数について

各便所設置階における便所の箇所数の数え方は、以下のとおりとします。

- ・男子用及び女子用の区別を設け、その両方が設置される場合は、男子用と女子用の1組で1箇所とする（同一階で男子用と女子用が離れて設置されていても、男子用と女子用の1組で1箇所とする）
- ・男子用及び女子用の区別を設け、そのいずれか一方のみの便所が設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする
- ・男子用及び女子用の区別を設けず、共用便所として設置される場合は、当該便所ごとに1箇所とする

(3) 増築等をする場合の義務基準の適用について

増築又は改築（用途変更を含む。以下「増築等」という。）をする場合は、増築等に係る部分を有する階の数以上の不特定多数利用便所を設ける必要があります。ただし、既存の不特定多数利用便所がある場合には、既存の不特定多数利用便所の数と新設する不特定多数利用便所の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

また、当該階の車椅子使用者用便房の必要設置数は、増築等に係る部分の面積及び不特定多数利用便所（既存のものを含む。）の箇所数を元に算定することとなり

ます。なお、既存の車椅子使用者用便房がある場合には、既存の車椅子使用者用便房の数と新設する車椅子使用者用便房の数を合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

(4) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕若しくは模様替（建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。）に係る部分に多数利用便所を設ける場合は、当該便所内又は当該便所に近接する位置に、車椅子使用者用便房を1以上設ける必要があります。なお、増築等又は修繕等に係る部分に多数利用便所を設けない場合は、建築物全体の多数利用便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上設ける必要があります。

(5) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第14条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・各便所、便房の位置に加えてその構造を記載し、告示に規定する車椅子使用者用便房の構造基準に適合する旨
- ・不特定多数の者等が利用しない階がある場合、当該階を不特定多数の者等が利用しない旨
- ・不特定多数利用便所を各階に設けない場合、利用する上で支障がない旨
- ・床面積、利用方法等を勘案して不特定多数の者等が利用する階から除外する階がある場合、当該階を除外する旨及びその理由
- ・車椅子使用者用便房の設置を不要とする階がある場合、当該階への設置を不要とする旨及びその理由

第2 劇場等の客席に係る義務基準の創設及び誘導基準の見直し（政令第15条関係【新設】、誘導基準省令第9条の2関係）

1 改正の概要

(1) 劇場等の客席に係る義務基準について

劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）の客席には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

- ・客席に設ける座席の数が400以下の場合は、2以上
 - ・客席に設ける座席の数が400を超える場合は、座席の数の0.5%以上
- また、車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。
- ・幅は90cm以上とすること
 - ・奥行きは135cm以上とすること
 - ・床は平らとすること

さらに、劇場等の客席の出入口から車椅子使用者用部分との間の1以上の経路は、移動等円滑化経路として、政令第19条第2項に規定する基準（段を設けないこと、

廊下等の幅を 120cm 以上とすること等) に適合する必要があります。

(2) 劇場等の客席に係る誘導基準について

劇場等の客席には、以下に示す数(端数は切り上げ)以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

- ・客席に設ける座席の数が 100 以下の場合は、2 以上
 - ・客席に設ける座席の数が 100 を超え、200 以下の場合は、座席の数の 2 % 以上
 - ・客席に設ける座席の数が 200 を超え、2,000 以下の場合は、座席の数の 1 % + 2 以上
 - ・客席に設ける座席の数が 2,000 を超える場合は、座席の数の 0.75 % + 7 以上
- また、誘導基準適合車椅子使用者用部分は、以下に示す基準に適合する必要があります。

- ・幅は、90cm 以上とすること
- ・奥行きは、135cm 以上とすること
- ・床は、平らとすること
- ・車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること
- ・同伴者用の座席又はスペースを当該誘導基準適合車椅子使用者用部分に隣接して設けること

さらに、劇場等の客席の出入口から誘導基準適合車椅子使用者用部分との間の 1 以上の経路を構成する廊下等について、それぞれの基準に適合させる必要があることを明確化しています。

2 運用に係る留意事項

(1) 用語の定義

「客席」とは、設けられる個別の座席ではなく、劇場等における座席が並べられた室(空間)を指します。そのため、同一建築物に複数の「客席」を設ける場合は、各客席の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分又は誘導基準適合車椅子使用者用部分を各客席に設ける必要があります。

また、「座席」とは、床に固定された椅子を有する席を指し、移動可能な席、スタッキングチェア、画面と連動して動く席などは「座席」に含みません。

(2) 増築等をする場合の義務基準の適用について

劇場等の客席の増築等をする場合は、増築等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子使用者用部分を増築等に係る部分に設ける必要があります。一方、劇場等の客席以外の部分の増築等をする場合は、車椅子使用者用部分に係る改修は不要となります。なお、車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

(3) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

劇場等の客席の増築等又は修繕等をする場合は、増築等又は修繕等に係る部分の座席数に応じて算定される必要設置数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、誘導基準適合車椅子使用者用部分を既存部分に増設することも可能としています。

一方、劇場等の客席以外の部分の増築等又は修繕等をする場合は、建築物全体で1以上の客席に2以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要があります。なお、複合施設で飲食店を増築等又は修繕等するなど、客席とは無関係の部分の増築等又は修繕等をする場合は、劇場等の客席の改修は不要となります。

(4) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第15条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・劇場等の中で移動可能な席等を設ける場合、その種別（スタッキングチェアなど）及び位置
- ・当該客席の出入口から、車椅子使用者用部分に至る経路の1以上は移動等円滑化経路とし、その位置及び出入口、廊下等及び傾斜路の構造

第3 駐車場に係る義務基準及び誘導基準の見直し（政令第18条、誘導基準省令第12条関係）

1 改正概要

(1) 駐車場に係る義務基準について

不特定多数の者等が利用する駐車場には、以下に示す数（端数は切り上げ）以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

- ・駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は、駐車施設の数 $\times 2\%$ 以上
- ・駐車場に設ける駐車施設の数 $\times 200$ を超える場合は、駐車施設の数 $\times 1\% + 2$ 以上

なお、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能としています。

また、同一敷地内に複数の駐車場を設ける場合の車椅子使用者用駐車施設の必要設置数の算定に当たっては、駐車施設の総数に対する必要な数を算定することとなります。

(2) 駐車場に係る誘導基準について

多数の者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設数の 2% 以上（端数は切り上げ）の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、義務基準と同様に、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設として設けることも可能です。

2 運用に係る留意事項

(1) 使用者が限定される駐車場及び駐車施設について

従業員のみが利用する駐車場は、不特定多数の者等が利用する駐車場に該当しません。また、公共用充電施設を有する駐車施設などの使用者が限定される駐車施設は、車椅子利用者用駐車施設の必要設置数の算定に用いる駐車施設の数に含みません。

なお、公共用充電施設を有する駐車施設を設ける場合には、車椅子使用者が円滑に利用できるよう「電動車のための公共用充電施設におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー対応に関するガイドライン」を参考に整備することが望まれます。

(2) 増築等をする場合の義務基準の適用について

増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合は、当該駐車場に設ける駐車施設の数に応じて算定される必要設置数以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける必要があります。

一方、増築等をする部分に不特定多数の者等が利用する駐車場を設けない場合は、既存の駐車場に1以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける必要があります。

なお、既存の車椅子利用者用駐車施設がある場合には、既存の車椅子利用者用駐車施設の数と新設する車椅子利用者用駐車施設の数进行合算して、必要設置数を満たせばよいこととしています。

(3) 増築等又は修繕等をする場合の誘導基準の適用について

増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がある場合は、増築等又は修繕等に係る部分の駐車施設の総数に対する必要設置数以上の車椅子利用者用駐車施設を増築等又は修繕等に係る部分に設ける必要があります。なお、車椅子利用者用駐車施設を既存部分に増設することも可能としています。

一方、増築等又は修繕等に係る部分に多数の者が利用する駐車場の駐車施設がない場合は、全体で1以上の車椅子利用者用駐車施設を設ける必要があります。

(4) 確認申請書について

確認申請の際に、政令第19条の規定に適合することを確認するため、以下の事項を明記した図書を提出する必要があります。

- ・ 不特定多数の者等が利用しない駐車施設（従業員用駐車施設、公共用充電施設を有する駐車施設等）がある場合、その種類と位置
- ・ 機械式駐車場を車椅子使用者が利用する上で支障がないものとして整備する場合、その位置及び車椅子使用者が円滑に自動車に乗降する事が可能な場所を設ける旨

第4 経過措置について

1 義務基準について

改正後の便所、劇場等の客席及び駐車場に係る義務基準については、施行の日（令和7年6月1日）以後に着手する建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、当該施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例によることとしています。

2 誘導基準について

改正後の誘導基準の施行の日（令和7年6月1日）において、既に法第17条の認定を受けている計画等については、当該施行の日以後も、引き続きその認定の効力を有することとしています。

国 住 街 第 78 号
令和 6 年 11 月 21 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 市街地建築課長
(公印省略)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
第24条の運用について（技術的助言）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の規定に基づき国土交通大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準（平成18年国土交通省告示第1481号。以下「法第24条告示」という。）について所要の改正を行い、令和7年6月1日から施行されることとなりましたので、施行に向けた準備及び施行後の運用に遺漏なきようお願いします。

これに関連して、下記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知します。

なお、本通知の発出に伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第24条の運用について（技術的助言）」（令和4年3月31日付け国住街第264号）は、廃止します。

貴職におかれましては、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いします。

記

第1 改正の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第24条に基づく容積率特例として、法第24条告示に適合するものは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第14項第1号に規定する建築物とみなして、同項の許可を行うことが可能となっています。今般、ソフト対応による代替措置が困難な車椅子使用者用便所の設置の一層の促進を図るため、法第24条告示を改正し、建築物の規模、用途等を問わず、車椅子使用者が到達可能な車椅子使用者用便所を設けた建築物も許可の対象となります。

なお、本改正に伴い、法第24条の運用については、次の第2のとおりとしますので、適切な運用をお願いします。

第2 法第24条の運用について（下線部が主な追加・修正部分）

1 容積率特例の対象となる建築物

（1）容積率特例の対象となる建築物には、法第2条第18号に規定する特定建築物のみならず、一戸建ての住宅等その他の建築物も含まれます。

（2）容積率特例の対象となる建築物又はその部分は、次のとおりとします。

① 特定建築物にあつては、多数の者が利用する建築物特定施設（特別特定建築物にあつては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設）が法第17条第3項第1号に規定する基準（以下「誘導基準」という。）に適合するもの

② 特定建築物以外の建築物にあつては、建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が法第24条告示第2の基準に適合するもの

③ 建築物に車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房を設けるもの（①又は②に掲げるものを除く。）

上記②における「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」については、建築物の使用上の関係を中心に当該部分の機能上の独立性等客観的状況により判断して下さい。例えば、一戸建ての住宅等で、高齢者、障害者等用の寝室と同一階に出入口、浴室、便所その他生活に必要な施設が配置されている場合には、当該階以外の階を「高齢者、障害者等の利用上支障がない部分」として取扱うことが考えられます。

また、上記③における「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」については、道等や利用居室から当該便房までの経路を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日政令第221号）による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第19条第2項に規定する移動等円滑化経路に関する構造の基準に適合させることを求めるものではありません。例えば、道等や利用居室から車椅子使用者用便房までの経路上の廊下等において、段がなく、廊下の形状に応じ車椅子使用者が通行可能な幅が確保されていること等が確認できる場合には、当該便房を「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」として取扱うことが考えられます。

なお、上記①～③については、増改築等に係る場合も、既存部分を含め、同様に取り扱うことが可能です。例えば、上記①、②において百貨店のすべての売場及び売場に至る経路が高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう増改築を行う場合には、当該建築物全体を容積率特例の対象として取り扱うことが考えられます。

2 容積率特例の対象となる施設

（1）容積率特例の対象となる建築物特定施設は、原則として次のいずれかに該当するものとします。

① 1（2）①に掲げる建築物の場合 以下のいずれかに該当する建築物特定施設

イ 特定建築物に設置される多数の者が利用する建築物特定施設又は特別特定建築

物に設置される主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設で、誘導基準に適合するもの

ロ 特別特定建築物に設置される特定かつ多数の者が利用する建築物特定施設で、誘導基準（同基準第18条に規定するものを除く。）に適合するもの

ハ 特定建築物に設置されるイ又はロに該当するもの以外の建築物特定施設で、法第24条告示第2第1号から第5号までに掲げる基準に適合するもの

② 1（2）②に掲げる建築物の場合 特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設で法第24条告示第2第1号から第5号までに掲げる基準のいずれかに適合するもの

③ 1（2）③に掲げる建築物の場合 当該建築物に設置される車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房

（2）共同住宅等に設置される多数の者が利用する建築物特定施設（病院等の特別特定建築物にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設）が誘導基準に適合し、さらにその住戸、病室等に設置される建築物特定施設（高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。）が法第24条告示第2第1号から第5号までに掲げる基準に適合する場合には、当該住戸、病室等に設置される建築物特定施設を本特例の対象として取扱うことも差し支えありません。

（3）これら以外にも、建築物の規模、用途等に応じて、本特例の趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加した施設を本特例の対象とするよう的確な運用を図ることが望まれます。

3 容積率特例の適用方法

容積率特例の対象となる施設の部分の床面積は、床面積に算入される部分のうち、原則として、高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるもの及び住宅の用途に供する部分にあっては生活に不可欠な施設で高齢者、障害者等に配慮した施設の床面積です。このため、具体的には次に掲げる床面積を対象とします。

（1）特定建築物に設置される建築物特定施設（（2）に該当するものを除く。）

次のイからトまでに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積（法第19条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積を除く。）及びその他浴室、シャワー室等高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ 廊下等 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物等の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件」（平成18年国土交通省告示第1490号。以下「令第27条告示」という。）第1号に定める数値

ロ 階段 令第27条告示第2号に定める数値

- ハ 傾斜路 令第27条告示第3号に定める数値(2,000㎡以上(公衆便所にあつては50㎡以上)の特別特定建築物に設置される令第27条告示第3号の表の(三)項に該当する傾斜路にあつては、同表の(二)項に定める数値)
- ニ 便所(2(1)①に掲げる車椅子使用者用便房に係る部分に限る。) 令第27条告示第4号に定める数値
- ホ ホテル又は旅館の客室 ホテル又は旅館の客室に設置される(2)②イからニに掲げる建築物特定施設ごとに、それぞれ当該各項目に定める数値を超える床面積
- ヘ 駐車場(車椅子使用者用駐車施設に係る部分に限り、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号の規定により延べ面積に算入しない自動車庫庫等の部分の床面積を除く。以下同じ。) 令第27条告示第5号に定める数値(2,000㎡以上(公衆便所にあつては50㎡以上)の特別特定建築物に設置される駐車場にあつては、21.00㎡)
- ト 劇場等の客席(誘導基準適合車椅子使用者用部分であるものに限る。) 令第27条告示第6号に定める数値

(2) 特定建築物以外の建築物に設置される建築物特定施設等又は2(2)の場合における共同住宅の住戸、病院の病室等に設置される建築物特定施設

① 住戸内に設置される建築物特定施設

次のイからホまでに掲げる建築物特定施設(高齢者、障害者等の利用上支障がない部分を除く。②において同じ。)ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ 廊下等 $0.85(L_1 - L_2) + 0.80L_2$ (㎡) (L_1 は廊下等の長さ、 L_2 は廊下等のうち柱等の箇所等の長さの合計(単位 m))

ロ 階段 令第27条告示第2号の表の(四)項に定める数値

ハ 傾斜路 令第27条告示第3号の表の(三)項に定める数値

ニ 便所(法第24条告示第2第4号イからハまでに掲げる基準に適合する便所の便房に係る部分に限る。②において同じ。) 1.00㎡

ホ 浴室 2.50㎡

② 住戸以外の部分に設置される建築物特定施設等

次のイからヘに掲げる建築物特定施設等ごとに、それぞれ次に定める数値を超える床面積及びその他高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮したことにより床面積が増加したことが明らかな建築物特定施設の部分の床面積の合計

イ 廊下等 $0.90L$ (㎡) (L は廊下等の長さ(単位 m))

ロ 階段 令第27条告示第2号の表の(四)項に定める数値

ハ 傾斜路 令第27条告示第3号の表の(三)項に定める数値

ニ 便所 1.00㎡

ホ 病院の病室 患者1人当たり4.30㎡

へ 診療所の病室 患者 1 人当たり 4.30㎡

(3) 車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房((1)又は(2)に該当するものを除く。)

車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房ごとに1.00㎡を超える床面積の合計

4 留意事項

(1)「車椅子使用者が到達することができる車椅子使用者用便房」の特例に係る事務の執行に当たっては、特例の対象となる建築物特定施設があらかじめ想定されていること等を踏まえ、緩和部分の床面積が延べ面積の100分の1以内に収まっているなど、容積率特例の許可基準について、あらかじめ建築審査会の包括的な了承を得ることにより、許可に係る事前明示性を高め、併せて、許可手続きの円滑化、迅速化に努めることが望まれます。

(2) 建築物が法第24条告示の基準に適合しない場合であっても、当該建築物の部分が高齢者、障害者等の利用上支障がなく、かつ、当該部分が法第24条告示の基準に適合する場合には、必要に応じ当該建築物の部分を建築基準法第52条第14項第1号に規定する容積率の特例制度の対象とすることが考えられます。例えば、共同住宅においては、全住戸のうち少なくとも一の住戸とこれに至る経路について高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮していれば、特定行政庁の許可の範囲内で容積率を緩和することが考えられます。

(3) 違法な用途転用等により本制度の趣旨が損なわれないよう、容積率特例が適用される建築物については、建築基準法第12条第1項の規定に基づく定期報告制度等を活用し、当該建築物の所有者(所有者と管理者が異なる場合については、管理者)に対し、用途の現況等の状況について、定期的に特定行政庁に報告を求めることにより、その用途の現況等の把握に努めていただくようお願いします。